

市県民税の

申告相談

申告期間：2月17日(月)

～3月17日(月)

平成25年分所得の申告時期となりました。平成25年中の所得を計算の上、申告してください。申告の対象は、所得税、市県民税、国民健康保険税です。



なお、来庁の際は、事前に申告者本人が申告書を作成の上、必要な書類、証明書、印鑑を持参してください。

《問合せ》税務課市民税係

☎21-9045

夜間相談

▽日時 2月28日(金)午後6時～8時

休日相談

▽日時 3月9日(日)午前8時30分～11時30分

相談会場

市役所本庁舎2階大会議室、城崎支所、竹野支所、日高支所、出石支所、但東支所



申告相談会場一覧表

申告相談会場	2月										3月							受付・相談時間				
	17月	18火	19水	20木	21金	24月	25火	26水	27木	28金	3月	4火	5水	6木	7金	10月	11火		12水	13木	14金	17月
豊岡税務署別館1階	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(相談) 9:00～17:00
市役所 本庁舎2階大会議室、 城崎支所、竹野支所、 日高支所、出石支所、 但東支所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(受付) ※人数制限あり 8:30～16:00 (相談) 8:30～12:00 13:00～受付分終了まで
じばさん但馬6階				●	●		●	●			●	●	●	●								(相談) 9:30～12:00 13:00～16:00
城崎さとの湯1階			●						●						●							
豊岡市商工会竹野支所1階			●				●				●				●							
豊岡市商工会日高支所2階				●	●			●	●						●	●						
豊岡市商工会出石支所1階			●				●	●				●			●							
但馬ちりめん振興館						●					●				●							

※◎印は所得税の確定申告、●印は税理士による所得税の確定申告(土地・建物の譲渡所得に関する指導・相談は行っていません)、○印は市県民税・国民健康保険税の申告(所得税の申告も可)の相談を行います。申告期限が近付くと混雑が予想されますので、できるだけ早い機会に都合の良い会場を利用してください。

※市役所本庁舎は、庁舎外構工事のため、駐車場に限りがあります。お越しの際はできるだけ豊岡駅前駐車場(駐車券を持参してください)または公共交通機関を利用してください。

※豊岡税務署は、駐車場に限りがあります。お越しの際はできるだけ公共交通機関を利用してください。

※市役所本庁舎および各支所の申告相談の午前の受付は11時30分までです。人数制限をしていますので、早めに終了する場合があります(夜間相談・休日相談も人数制限をします)。

2輪車(バイク)、軽自動車などの廃車、
名義変更の申告は3月31日まで!

2輪車(バイク)、軽自動車、トラクターなどを廃車や譲渡した場合は、申告が必要です。軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。既に廃車や譲渡していても、3月31日までに申告しないと、平成26年度の軽自動車税が課税されます。

※軽自動車税は、月割り制度がなく、4月2日以降に廃車しても、その年度は1年分の税金が課税されます。

また、農耕用の作業車は、小型特殊自動車として、軽自動車税の課税対象になります(乗用装置を備え付けている、最高速度が毎時35キロメートル未満の農耕用トラクターや刈り取り脱穀作業車(コンバイン)、田植機、農耕用薬剤散布車など)。

※農耕用作業車を所有し、まだ登録していない方は、早急に手続きしてください。※買い替えた場合は、申告が必要で、同じナンバープレートをつけ替えて使用することはできません。

☎21-9045 《問合せ》税務課市民税係

車種	申告受付・問合せ
・原動機付自転車(125cc以下の2輪車) ・小型特殊自動車	税務課市民税係 ☎21-9045 または各支所市民福祉係
・3輪または4輪の軽自動車	軽自動車検査協会 兵庫事務所姫路支所 ☎079-231-4101 ホームページアドレス http://www.keikenkyo.or.jp/
・2輪の軽自動車(126cc～250ccの2輪車) ・2輪の小型自動車(250ccを超える2輪車)	神戸運輸管理部 姫路自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2067 ホームページアドレス http://www.tb.mlit.go.jp/kobe/

税の申告などに関するお知らせ

ご存じですか?「確定申告書等作成コーナー」

「確定申告書等作成コーナー」って?

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算できます。自宅などで所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

こんな方にオススメ!

- ・平日に休みが取れない
- ・混雑した相談会場が苦手
- ・日頃からインターネットを利用している…など

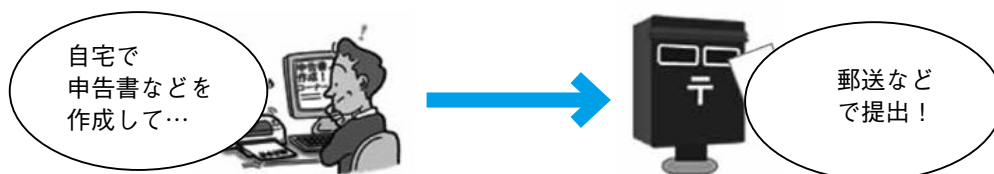


イータ君

確定申告書等作成コーナーで作成した申告書などは、

プリンタで印刷して郵送などで提出できます!

(添付書類も併せて提出する必要があります)



住民基本台帳カード(電子証明書付)をお持ちの方は…

インターネット(e-Tax)でも提出できます!



(住民基本台帳カード見本)



※住民基本台帳カードは、お住まいの市区町村の窓口で取得できます(手数料が掛かります)。
※別途ICカードリーダーが必要で(家電量販店などで購入できます)。

所得税および復興特別所得税の申告でe-Taxを利用すると、こんなメリットがあります!

- ①添付書類の提出省略
(注)法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります。
 - ②還付金がスピーディー
- ※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

復興特別所得税

平成25年分から平成49年分までの各年分に関しては、所得税と併せて、復興特別所得税の申告および納付が必要です。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1パーセントの税率を掛けて計算した金額です。

申告と納期限など

○平成25年分の所得税等の申告および納期限などは次のとおりです。

また、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の納税は、便利で安全・確実な振替納税の利用をお勧めします。

	申告・納期限	口座振替日
所得税および復興特別所得税	3月17日(月)	4月22日(火)
消費税および地方消費税	3月31日(月)	4月24日(木)
贈与税	3月17日(月)	



便利な振替納税

○確定申告書は、自分で作成して早めに提出してください。

※郵送には、確定申告書に同封のチラシを活用した申告書送付用封筒を利用してください。

○税務署の申告会場で相談される場合は、できるだけ早めにお越しください。